

## dip BATTLES Dance Studio 規約（一般受講生用）

### 第1条（目的）

本 dip BATTLES Dance Studio 規約（一般受講生用）（以下「本規約」といいます。）は、ディップ株式会社（以下「当社」といいます。）が管理・運営（メンバー資格の得喪変更、会費・諸費用の収受、規約の制定・改廃等の決定手続きを含みます。）する「dip BATTLES Dance Studio」（以下「当スクール」といいます。）の入会・受講にあたって、受講生（第2条において定義します。）に適用される事項を定めるものです。

### 第2条（受講生）

本規約における「受講生」とは、当社が管理・運営する当スクールの受講のために、当社所定の入会申込を行い、当社が入会を承認した者（ただし、小学生未満の者を除きます。）をいいます。

### 第3条（入会の承諾及び取消）

1. 受講生となろうとする者は、本規約の内容を承諾の上、当社が指定する方法により、入会申込を行なうものとします。
2. 入会申込は、受講生となろうとする者本人が行うものとします（以下「入会申込者」といいます。）。ただし、入会申込者が未成年である場合には、その法定代理人（以下「保護者」といいます。）が同意の上、行うものとし、当該同意する者は、当社に対し、入会申込者の入会について同意する正当な権限を有している保護者であることを保証し、本規約に基づくすべての責任を本人と連帯して負うものとします。
3. 入会資格は、次の項目すべてを満たすこととします。
  - (1) 各受講生種別において別途定める資格（あれば）を満たすこと。
  - (2) 当スクールの施設の利用に堪え得る健康状態であること。
  - (3) 本規約に同意いただくこと。
  - (4) 入会申込者又はその保護者（入会申込者が未成年である場合のみ）が、反社会勢力等（以下18条に規定します。）でないこと。
  - (5) 過去に本規約の違反行為をされていないこと。ただし、違反された方であっても、違反事由が解消された場合等で、当スクールが検討した結果、入会資格を認めることがあります。
4. 受講生となるには、医師等により激しい運動を禁じられていないなど、スポーツを行うに適した健康状態でなければなりません。持病その他健康不安がある場合は、当社に対

し必ず事前の申告を行うものとします。

5. 当社は、受講生及び前 4 項に基づく申込み内容を審査の上、入会が相当であると認める場合に限り、入会を承諾します。審査の結果、入会が認められない場合があります。審査方法、審査過程、及び審査の内容は開示されません。また、受講生は、重複して入会をすることはできないものとします。
6. 当社は、入会審査時又は入会を承諾した後に受講生が各号の一に該当していることが判明した場合、何らの通知をすることなく、その入会を拒絶又は受講生資格を取り消すことができるものとします。
  - (1) 入会申込内容（入会申込者が未成年である場合は、保護者の同意の事実を含みません。）に虚偽の記載・申告、誤記又は記入・申告漏れ等がある場合
  - (2) 入会申込者が実在しない場合
  - (3) 入会申込者の承諾なくして他人が申し込んだ場合
  - (4) 入会申込者又はその保護者（入会申込者が未成年である場合のみ）がいわゆる反社会的勢力の関係者であると当社が認める場合
  - (5) 過去に入会、退会又は休会を繰り返しており、それらが不適切なものであると当社が判断した場合
  - (6) 本規約に違反した場合
  - (7) 受講生又はその保護者（入会申込者が未成年である場合のみ）と連絡が取れない場合
  - (8) 伝染病又は他人に伝染・感染するおそれのある疾病に罹患した場合
  - (9) その他、受講生として不適当であると当社が認める場合
7. 受講生は、入会后、当スクールから本人確認書類の提示を求められたときは、速やかに応じるものとします。当スクールは、受講生がその求めに応じない場合、当該受講生の施設の利用を禁止することができます。この場合であっても受講生は、第 4 条第 1 項に定める受講料等の支払いを要するものとします。
8. 未成年について定めた本条の規定は、成年被後見人、被保佐人又は被補助人に準用します。

#### **第 4 条（受講料等）**

1. 受講生は、当社所定の入会費、月会費、コーチング費、衣装等の実費その他の受講料ないし費用（以下「受講料等」といいます。）を、当社が指定する方法により、所定の期日までに納入するものとします。各受講料等の内訳及び金額は、当スクール公式ウェブサイトに掲載するものとします。
2. 受講生は、受講回数の有無にかかわらず、受講開始月から、11 条若しくは 18 条に定める退会処分又は 17 条に基づく退会手続を完了した退会月まで、受講料等の支払いを要

するものとし、

3. 受講料等のうち月会費については、受講生は、受講開始月から、入会のタイミングにかかわらず一月分を支払うものとし、月途中からの受講開始、入会、退会又は休会等の場合でも日割計算は行わないものとし、
4. 法令の定めがある場合又は本規約に特に定める場合を除いて、当社は、納入された受講料等は返還しないものとし、受講生が退会した場合であっても、入会費の返還は行わないものとし、
5. 本条の受講料等の支払いに必要な振込手数料その他の費用が掛かる場合は、受講生の負担とします。

## 第5条（クラス・コース）

1. 当スクールにおいては、受講生が受講できるクラスの種類及びその受講可能回数が定められている、複数のコース又はチケットを用意するものとし、
2. 受講生は、その年齢、申し込んだコース又はチケットの種類に応じて、当該コース又はチケットに定められた種類のクラス及び受講可能回数の範囲内において、当スクールが開講するクラスを受講できるものとし、各コース、チケット及びそれに対応するクラスの種類及びその受講可能回数は、当スクールのウェブサイトに掲載するものとし、
3. 各クラスを担当する講師は、当スクールが自由に決定・変更できるものとし、
4. 当スクールは、受講生が当スクールの定める一定時間前に受講の予約を行う必要があるものとする、受講クラスの予約システムを導入できるものとし、当該予約システムが導入された場合には、受講生は、当該予約システムに従い事前に受講するクラスの予約を行うものとし、当スクールは、予約状況に鑑み必要があるときは、受講生の予約及び受講を制限できるものとし、また、受講生は、予約済みのクラスを欠席・遅刻する際は、当社所定の方法により、事前に当スクールに連絡するものとし、
5. 未成年の受講生の通学は、原則として、保護者による送り迎えを行うものとし、
6. 未成年の受講生が受講する場合は、当社が指定したクラスに限り、かつクラス進行の妨げにならない範囲において、保護者のクラス見学が認められるものとし、
7. 受講生は、施設の利用にあたっては当スクールの指示に従うものとし、

## 第6条（ダンスチームの結成・練習）

1. 受講生は、第5条第1項に定めるコースの選択にかかわらず、当スクールが一定のレベルに達し適切であると認める受講生に限り、他の受講生とダンスチームを結成し、当該結成したダンスチームでの練習を行うことができるものとし、ただし、当社が定

めるダンスチームに関する規則等に従うことが必要となります。このダンスチームの練習には、当該ダンスチームのメンバーのみが参加できるものとします。なお、チームを結成した場合は、別途チーム活動費が必要となるものとします。

2. 前項に定めるダンスチームの練習の参加によっても、受講生が受講できる受講可能回数は消費されないものとします。

#### **第7条（受講期間）**

受講生は、当社が当スクールへの入会を承諾した日から、当スクールの受講生としての資格を有するものとし、11条若しくは18条に定める退会処分又は17条に基づく退会手続を完了した時に、当スクールの受講生としての資格も喪失するものとします。

#### **第8条（届出内容の変更）**

1. 受講生の登録した届出内容に変更が生じた場合には、速やかに当社所定の方法により申請を行う必要があります。
2. 受講生への必要事項の連絡は、当社に事前にご登録いただいた連絡先へ行います。ご登録内容に変更があったにもかかわらず、前項所定の申請が行われなかったため、当スクールからの通知、送付書類その他の連絡が延着し又は到着しなかった場合、これらの連絡は通常到着すべき期日に到着したものとみなし、当スクールの責めに帰すべき事由による場合を除き、当スクールは一切責任を負わないものとします。

#### **第9条（譲渡等の禁止）**

受講生は、受講生としての地位を、いかなる第三者に対しても譲渡、使用許諾、又は担保に供する行為はできないものとします。

#### **第10条（営業活動の禁止）**

受講生及び保護者は、当スクールの受講生としての地位、名称、当スクールより提供を受ける特典等を利用して、営利を目的とした行為及びその準備を目的とした行為を行ってはならないこととします。

#### **第11条（その他の禁止事項）**

1. 受講生及び保護者は、次の行為を行わないものとします。

- (1) 当社若しくは第三者（他の受講生を含みます。本条において以下同じです。）の著作権、商標権等の知的財産権を侵害する行為、又はそのおそれがある行為
  - (2) 第三者の財産、プライバシー、肖像権若しくはパブリシティ権を侵害する行為又はそのおそれがある行為
  - (3) 第三者になりすまして当スクールに入会する行為
  - (4) 他の受講生になりすましてサービスを利用する行為
  - (5) 当社、当スクールのスタッフ又は第三者を誹謗中傷する行為
  - (6) 当社又は第三者に不利益を与える行為又はそのおそれがある行為
  - (7) 当スクールの運営を妨げるような行為
  - (8) 当スクール又は当社が運営するダンスチーム「dip BATTLES」のイメージを低下させるような行為
  - (9) 当スクール内で宗教等へ勧誘する行為
  - (10) 第三者や当スクールのスタッフを殴打したり、身体を押ししたり、拘束する等の暴力行為
  - (11) 大声、奇声を発する行為や第三者若しくは当スクールのスタッフの行く手を塞ぐ行為等の威嚇行為又は迷惑行為
  - (12) 物を投げる、壊す、叩く等、第三者や当スクールのスタッフが恐怖を感じる危険な行為
  - (13) 当スクールの施設・器具・備品の損壊や備え付け備品の持ち出し
  - (14) 第三者や当スクールのスタッフに対し、待ち伏せし、後をつけ、又はみだりに話しかける等の行為
  - (15) 正当な理由なく、面談、電話、その他の方法で当スクールのスタッフに迷惑を及ぼす行為
  - (16) 当スクールの合理的な指示・指導に従わない場合
  - (17) 前各号の他、本規約、法令又は公序良俗に違反する行為、若しくはそれらのおそれがある行為
2. 当社は、受講生又は保護者（保護者については1号から4号までに限ります。）が次の事項（退会処分については、1号から5号までに限ります。）のいずれかに該当するとき、当該受講生の当スクールの利用を直ちに制限し、又は退会処分にできるものとします。
- (1) 前項に定める禁止行為をしたとき
  - (2) 本規約に違反したとき又は違反したと判断したとき
  - (3) 受講料等の支払いを在籍期間内に2回以上遅滞したとき、又は、1回遅滞した場合でかつ当社が催告をしても支払わないとき。
  - (4) 破産又は民事再生の申立があったとき。又は任意整理の申立があったとき。
  - (5) 最終の利用日以降、一度も利用がない期間が1年以上継続しているとき。

- (6) 筋肉の痙攣や、意識の喪失などの症状を招く疾病を有することが判明したとき。
  - (7) 伝染病又は他人に伝染・感染するおそれのある疾病に罹患している又はそのおそれがあることが判明したとき。
  - (8) 医師から運動、入浴等を禁じられているとき、その他、当スクールの施設の利用に堪え得る健康状態にないことが判明したとき。
3. 当社は、前項にもとづく退会処分又は利用制限を行った場合であっても、受講生が支払った受講料等の返金はしないものとします。

#### **第 12 条（指導内容・運用内容）**

当社は、当スクールの指導要綱や運営要綱を定め、これに基づいて具体的な指導内容や運用内容を決定できるものとします。

#### **第 13 条（負傷時の処置）**

受講生が当スクール管理下での活動中に負傷した場合には、当スクールが応急手当を施します。ただし、その後の治療、入院、通院等については、当社の債務不履行ないし不法行為によるものと立証された場合を除いて、受講生及び保護者で責任をもって行うものとし、当社は責任を負わないものとします。

#### **第 14 条（休講・閉鎖）**

1. 当スクールは、天災地変、社会情勢の変化、警報、注意報などにより当スクールの実施が妥当でないと当社が認めたとき、新型感染症拡大防止対策を実施するとき、当スクールを開講する施設につき保守・点検を要するときその他当社の責めによらずに当スクールの開講・存続が困難となる事由が生じたときは、予告なく休講又は当スクール会場の閉鎖・利用停止をすることができるものとします。
2. 前項の規定による当スクールの休講又は閉鎖・利用停止が生じた場合、当社は、振替日を設定するよう努力するものとし、受講生が振替日に受講できない場合であっても、受講料等の返金は行わないものとします。

#### **第 15 条（写真・映像・振付等の使用）**

1. 受講生は、当スクールでの活動に関するものである限り、当スクールにおけるダンスの振付又はダンスに用いる衣装その他の創作物について、当社及び当社が指定する第三者に対し、当該振付及び創作物に関する複製、上演、上映、公衆送信（送信可能化を含

みます。) 頒布、譲渡、貸与及び翻案を国内外問わず無期限に無償で許諾するものとします。なお、かかる許諾は撤回不可とします。受講生は、当社及び当社が指定する第三者による上記行為に際し、これらの者に対し、振付及び創作物に関する著作権人格権を行使しないものとします。

2. 受講生は、当スクールにおけるダンスの振付又は創作物に関し、第三者の一切の著作権、著作隣接権その他著作権法に定める一切の権利を侵害してはならないものとします。
3. 受講生は、当スクールの活動風景として自己の肖像等を撮影されることがあることを了承し、当社及び当社が指定する第三者は、無償にて当該肖像等を撮影した写真及び映像等を、ウェブサイトやプロモーション等に利用することができるものとします。

#### **第 16 条 (受講生の責任)**

1. 受講生及び保護者は、当スクールの受講に関して一切の責任を負うものとし、当社に対して何らの迷惑又は損害を与えないものとします。
2. 受講生及び保護者は高価な物の持ち込みを控えるものとし、また、財布・アクセサリー等貴重品の管理は、自己の責任のもと管理するものとします。なお、貴重品の管理につき当社では一切責任を負わないものとします。
3. 当スクールの受講に関連して、受講生及び保護者が第三者(他の受講生及び保護者を含みます。本項において以下同じ。)に対して損害を与えた場合、又は受講生及び保護者と第三者の間で紛争が生じた場合、当該受講生及び保護者は自己の責任と費用でこれを解決するものとし、当社の債務不履行ないし不法行為によるものと立証された場合を除き、当社は一切の責任を負わないものとします。
4. 受講生及び保護者は、当スクールにおける盗難、傷害、当スクールを受講(大会など当スクールの活動の一環とみなされる場合を含みます。)するための往路又は復路での事故、駐車場・駐輪場での事故、その他の事故等が生じた場合、当該受講生及び保護者は自己の責任と費用でこれを解決するものとし、当社の債務不履行ないし不法行為によるものと立証された場合を除き、当社は一切の責任を負わないものとします。
5. 当スクールの受講により発生した受講生及び保護者の損害について、当社の債務不履行ないし不法行為によるものと立証された場合を除き、当社は責任を負わないものとします。

#### **第 17 条 (退会)**

1. 受講生が、当スクールを途中退会しようとする場合は、退会を希望する月の前月末日までに、当社所定の方法により退会の申請を行い、当社の承認を得るものとします。当社

の承認した受講終了月を退会月とし、月の途中で退会した場合でも、日割りによる受講料等の返金、減額は行いません。

2. 前項に定める当社所定の方法による退会の申請が、退会希望月の前月末日まで行なわれなかった場合は、当社所定の方法により申請のあった日の属する月の翌月をもって退会希望月と取り扱い、当該期間中も末日まで受講料等が発生するものとします。ただし、当スクール活動中の負傷によりやむを得ず退会をする場合はこの限りではありません。
3. 当社は、受講生が本規約に違反した場合、本規約に従い、当該受講生に事前に通知することなく、退会の処分を行う場合があります。

## 第 18 条（反社会的勢力の排除）

1. 受講生及び保護者は、自らが暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなったときから 5 年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる反社会的勢力（以下「反社会的勢力」と総称します。）に該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約します。
2. 受講生及び保護者は、自ら又は第三者をして次の各号に該当する行為を行わないことを確約します。
  - (1) 暴力的な要求行為
  - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
  - (3) 受講に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
  - (4) 風説を流布し、偽計を用い若しくは暴力を用いて当社若しくは当スクールの信用を既存し、又は当社若しくは当スクールの業務を妨害する行為
  - (5) その他、前各号に準ずる行為
3. 当社は、受講生が次の各号のいずれかに該当し、又は該当すると合理的に認められる場合には、受講生を直ちに退会させることができるものとします。
  - (1) 前 2 項に違反する行為
  - (2) 自らが、反社会的勢力に対し、出資、貸付、資金又は役務提供等をして反社会的勢力と何らかの取引をしている場合等、反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便益を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有する場合
  - (3) 自らが、自ら若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってする等、不当に反社会的勢力を利用していると認められる関係を有する場合
  - (4) 自らが、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有する場合
  - (5) その他、前各号に準ずる場合

4. 当社が前項により受講者を退会させた場合、当社は、かかる退会により受講者に損害が生じてもその損害を賠償する責任を負わず、かつ受講者に対し、かかる退会により被った損害の賠償を請求できるものとします。

#### 第 19 条（個人情報の取扱い）

1. 当社が取得する、当スクールの受講生又は受講生となろうとする者及びそれらの保護者に関する個人情報の利用目的は、当社プライバシーポリシー（[https://www.dip-net.co.jp/privacy\\_policy](https://www.dip-net.co.jp/privacy_policy)）に定めるものに加えて、次の各号のとおりとします。
  - (1) 当スクールを適切に受講していただくため
  - (2) 当スクール受講にあたっての諸連絡や利用状況確認のため
  - (3) 当スクールにおけるレッスンの予約および管理のため
  - (4) 受講料等の支払い処理およびその確認のため
  - (5) 第 15 条の定めに従い、受講生の写真映像等を使用するため
  - (6) 当スクールにかかわる情報の提供のため
  - (7) 当スクールの委託先から、受講生にとって有益であると判断する情報を受講生宛に電子メール、郵便などにより送付するため
  - (8) 本項 1 号から 7 号に関する問い合わせへの回答のため
  - (9) 今後のサービス実施・商品開発や営業活動のための統計資料の作成のため
2. その他の当社による個人情報の取扱い及び管理については、前項に定める当社プライバシーポリシー（[https://www.dip-net.co.jp/privacy\\_policy](https://www.dip-net.co.jp/privacy_policy)）に規定されたとおりとし、当スクールに申し込んだ者は、その内容に同意するものとします。

#### 第 20 条（本規約等の変更）

1. 当社は、本規約の内容を、受講生の個別の同意を得ることなく、適宜変更することができ、受講生は予めこれを了承するものとします。
2. 本規約の内容の変更は、当社が別途定める場合を除き、口頭又はご登録いただいた連絡先への通知、施設への掲示その他受講生又は保護者が認識できる方法により表示した時点から、その効力を生じるものとします。

#### 第 21 条（準拠法）

本規約の成立、効力、履行及び解釈に関しては、日本法が適用されるものとします。

## **第 22 条（専属的合意管轄裁判所）**

当社及び受講生は、当社と受講生又は保護者との間で本規約、当スクール及びサービスの利用に関して訴訟の必要が生じた場合、東京地方裁判所又は東京簡易裁判所を第 1 審の専属的合意管轄裁判所とすることに合意するものとします。

## **第 23 条（お問い合わせ先）**

本規約についてのお問い合わせ、また本規約に基づく通知は、次の宛先までお願いします。

【dip BATTLES 運営事務局：dleague\_marketing@dip-net.co.jp】

以 上